

令和元年度第2回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時：令和2年2月5日（水）
午後3時から午後4時30分
場 所：沖縄県庁3階第5会議室
司 会：青少年育成班 班長
事 務 局：青少年・子ども家庭課長
青少年育成班 主幹

1 概略

開会后、青少年・子ども家庭課長があいさつを行い、司会から出席委員は11名であり、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条第1項に規定する定数の過半数（8名）を満たしていることから、会議が成立する旨報告した。

次に、青少年・子ども家庭課長等から青少年健全育成の活動等について報告した。

その後、審議会会長の進行により、優良図書1冊及び有害図書1冊の諮問について審議を行い、審議会を閉会した。

【会次第】

- (1) 開会
- (2) 青少年・子ども家庭課長あいさつ
- (3) 議事
 - 報告事項（青少年健全育成活動の取組結果報告等）
 - 優良図書の審議
 - 有害図書の審議
- (4) 閉会

2 審議の状況

会 長

それでは、本日の審議事項に入っていきたいと思います。
本日の審議事項は、優良図書が1冊、有害図書が1冊あります。

まず、初めに、優良図書の審議について、根拠規定や審査方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、優良図書の根拠及び審査方法等についてご説明いたします。

優良図書の推奨につきましては、条例の第6条第1項に規定を設けており、第11条第1項第1号において、優良図書を推奨する場合は、審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

優良図書推奨までの流れにつきましては、

- ① 関係機関・個人より、県知事へ推奨の申請
- ② 事務局において、優良図書の対象かどうか選考
- ③ 県知事から当審議会へ諮問
- ④ 審議会において審議し、優良図書と認定されれば知事へ答申
- ⑤ 知事は答申を受け、優良図書として推奨
- ⑥ 県の広報に登載し、関係機関、申請者等に通知

となっております。

今回諮問のあった図書は、森のゲオルグという題名の絵本でございます。

本作品は、ハンディキャップを持った妖精の物語でありまして、両親の無垢な愛情を注がれて育った主人公は、明るく前向きな性格であり、自身のハンディキャップをものともせず、友達のピンチをアイデアと勇気ある行動で救うという「自肯定感の大切さ」をテーマにした物語です。

諮問の理由については、資料のとおりでございます。

次に、審査方法についてご説明いたします。

「優良図書推奨審査票」をご覧ください。

審査については、図書の内容と認定基準を照らしあわせ、該当すると思われる記号全てにマルを付け、推奨の可否については、青少年の健全育成にとって推奨した方が良いと判断された場合は「可」にマルを付け、推奨には適当ではないと判断された場合は「否」マルを付けてください。

また、対象については、該当すると思われる学年にマルを付けてください。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、会長の決するところにより決定することとなります。

以上で説明を終わります。

会 長

これまでの説明で、何かご不明なところはありませんか。

それでは、審議に入りますが、事務局の説明のとおり、優良推奨の認定基準に基づき審査していただき、その結果を審査表に記入してください。

記入を終えた審査表は、事務局が回収しますので、挙手で合図をお願いします。

それでは、審査をお願いします。

事務局 ～ 審査及び集計 ～

事務局 集計結果を報告します。

推奨の可否につきましては、11名全員が推奨に値すると審査しています。

対象につきましては、

○ 幼児 8名

○ 小学生（低学年）9名

○ 小学生（高学年）6名

と過半数を超えております。

認定基準につきましては、

ア 4名、イ 2名、ウ 11名、エ 3名、オ 10名

カ 2名、キ 3名、ク 4名

となっており、ウ、オが過半数を超えております。

以上が集計結果でございます。

会長 ありがとうございます。

只今の集計結果を確認しますと、全員一致で優良図書に該当するとの結果になりました。

対象学年は、幼児、小学生（低学年）、小学生（高学年）が過半数を超えており、認定基準は、ウ、オが過半数を超えているとの結果です。

従いまして、知事の諮問に対しましては、優良図書として推奨するよう答申することを決定いたします。

委員 それでは、次の審議に移ります。

事務局から、有害図書の根拠規定や審査方法について、説明をお願いします。

事務局 それでは、有害図書の根拠及び審査方法等についてご説明いたします。

有害図書の指定につきましても、条例第12条第1項に規定を設けており、第19条第1項第4号において、有害図書を指定する場合は、審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

有害図書の指定までの流れにつきましては、優良図書の推奨と流れは同じでございますが、加えて、有害図書と指定された図書は、青少年への販売や閲覧等が禁止となります。

次に、諮問図書を確認したいと思います。

今回の諮問図書は1冊でございますが、県内で販売されていた雑誌でございます。

選定の理由につきましては、記載のとおり、犯罪に関する手口やその入手先などが掲載されているため、犯罪を誘発する可能性があるものとして選定しています。

審査につきましては、「有害図書等個別指定審査票」の認定基準に該当すると思われる記号全てにマルを付けてください。

と

「指定の可否」欄には、子ども達の健全育成を阻害するおそれがあると認められる場合は「可」にマルを付け、阻害するおそれはないと認められる場合は「否」にマルをお願いします。

審査結果につきましては、優良図書同様、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、会長の決するところにより決定することとなります。

以上で説明を終わります。

会 長

これまでの説明で、何かご不明なところはありませんか。

それでは、審議に入りますが、事務局の説明のとおり、優良推奨の認定基準に基づき審査していただき、その結果を審査表に記入してください。

記入を終えた審査表は、事務局が回収しますので、挙手で合図をお願いします。

それでは、審査をお願いします。

事務局

～ 審査及び集計 ～

事務局

集計結果を報告します。

有害指定の可否につきましては、11名全員が有害に値すると審査しています。

認定基準につきましては、

ア (エ) 1名、 (オ) 1名

イ (ウ) 11名、 (オ) 3名、 (カ) 2名、 (キ) 3名

となっており、イの(ウ)が過半数を超えております。

そのほか、意見の記載もございますので、ご紹介いたします。

- 写真や図解で簡単かつ具体的に犯罪が行えるような記事が多い。
- 青少年以外にも有害だと感じる。
- ビニールで包んで立ち読みできない工夫をして欲しい。
- 使用を促す危険性がある。
- 道具の入手方法や金額が記載されており、青少年の好奇心を刺激し、犯罪実行への垣根が非常に低くなる。

との意見がありました。

以上で報告を終わります。

会 長

ありがとうございました。

只今の集計結果を確認しますと、全員一致で有害図書に該当するとの結果になりました。

認定基準は、ウが過半数を超えているとの結果です。

従いまして、知事の諮問に対しましては、有害図書として指定するよう答申することを決定いたします。

～ 議事終了 ～

以上